

第二版

小松市「リ・スタート」計画

（再犯防止推進計画）

みんなの力で ひろげよう 支援の輪

令和5年2月1日

小松市

目 次

1. 本市の再犯防止推進計画	1
2. 計画の基本方針	2
(1) 「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の推進	2
(2) 住まいと仕事の確保のための取り組み	3
(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	4
3. 推進体制（ネットワーク・連携体制の構築）	5
4. 小松市「リ・スタート」サポート協議会と分科会	7
5. 庁内連絡会	8
6. 重層的支援体制整備事業との連携	8
具体的な取り組み	9
参考資料	15

1. 本市の再犯防止推進計画

(1) 位置付け

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」第8条第1項に定める計画として策定します。

また、本市の都市目標である「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の推進やその他関係する施策との整合性を図ってまいります。

(2) 目 標

本市では、犯罪をした者等（※1）が出所し、円滑に社会の一員として復帰再出発（リ・スタート）できるよう、必要な行政サービスを迅速かつ適切に提供するとともに、市と保護観察所や矯正施設等（※2）が連携を取り合える体制づくりをすることで、犯罪が起きにくい地域づくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。

※1 犯罪をした者等とは、「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」（再犯防止推進法第2条）を指します。

※2 矯正施設等とは、「矯正施設である刑務所、少年院、拘置所、少年鑑別所のほか、更生保護施設等」を指します。

(3) 基本方針

保護観察所や矯正施設等では、犯罪をした者等に対する矯正や更生などの取り組みや支援を行っており、本市では、これらの関係機関や民間協力者と情報を共有し連携を図るとともに、関係課が横断的に連携し調整を行い、以下の項目を基本方針とし、取り組んでいきます。

【計画の基本方針】

- ①「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の推進
- ②住まいと仕事の確保のための取り組み
- ③保健医療・福祉サービスの利用の促進

2. 計画の基本方針

(1) 「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の推進

① 現 状

本市では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて取り組んでいます。

そのため、日頃から近所同士の声かけや支え合い、地域での見守り活動などを通して、地域におけるつながりを大切にし、犯罪そのものが起きにくい風土と環境を醸成するとともに、「社会を明るくする運動」などの活動を推進し、犯罪のない「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」を目指しています。

保護観察等の処分を受けて身柄の拘束が解かれ、又は刑期を終えて出所しても、地域社会に溶け込めず孤立化してしまうことがあります。

犯罪をした者等が、地域社会に復帰し円滑な社会生活を営むためには、本人の意思や努力とともに、家族、職場、地域社会などの周囲の理解と協力が必要となります。

② 方 向 性

- 「わがまち防犯隊」や地域ボランティアなどの見守り活動を推進し、犯罪のない安心安全な地域づくりを目指します。
- 青少年の自立心を高め、広い視野と豊かな感情を培い、健やかに成長することを目的とした「青少年健全育成大会」の開催や、また、「社会を明るくする運動」などの活動を通して、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深めるとともに、差別や偏見をなくし、正しく理解するための「人権啓発」活動の推進を図ります。
- すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉を推進する人材を育成するとともに、介護や福祉などに関する正しい知識と互助意識の醸成を図ります。
- 再犯防止のためには、犯罪をした者等を支援する保護司などの活動は不可欠であり、その活動を支援することで再犯防止の更なる促進を図ります。

(2) 住まいと仕事の確保のための取り組み

① 現 状

犯罪をした者等は、罪を犯したことでその事情を知る者や親族等との関係が壊れ、保護観察等の処分を受けて身柄の拘束が解かれ、又は矯正施設を出所した後、従前に住んでいた場所に戻れないことが多く、その場合には、新たな住まい（帰住先）を確保する必要があります。

犯罪をした者等は、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があります。

また、職場の環境に馴染めない、適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があります。

さらに、一般就労に向けた支援が必要な方もいます。

特に適当な住まいが確保されないまま刑務所を出所した者は、確保された者と比較して再犯に至るまでの期間が短く、また、刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に仕事に就いていなかった者は、仕事に就いている者と比べて再犯率は約3倍高いといわれており、住まいと仕事の確保が大きな課題となっています。

② 方 向 性

○働きたくても働けない、住むところがないなど生活や就労などの相談に対しては、専門の相談員を配置し、必要に応じて伴走型の相談支援を行います。

○様々な理由により直ちに一般就労が困難な生活困窮者等の場合は、支援付きの就労訓練の場を提供するなど、社会参加や就労までの支援を行います。

○職業訓練や就職に必要な知識・技能を身に付けられるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

○住宅に困窮する低所得者に対して、市営住宅を提供し、住民生活の安定と社会福祉の増進を図ります。

○離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、「住居確保給付金」を支給し、安定した住居の確保と就労自立を図ります。

○犯罪をした者等の雇用の促進と積極的に雇用を受け入れてくれる「協力雇用主（犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する事業所）」の理解促進を図ります。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

① 現 状

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者は、本人の希望等により、保護観察所や矯正施設等、地域定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、福祉サービスや住居の斡旋等の支援を受けることができます（特別調整）。

保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続きを行わない者もいるため、地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなど適切な支援に繋げていくことが大切となります。

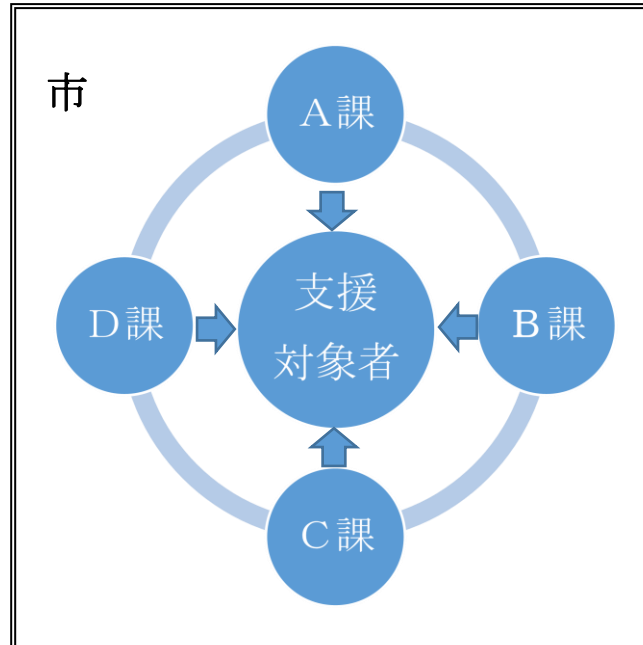
② 方 向 性

- 介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスについて、市民が地域において、総合的に相談できる支援体制の充実を図ります。
- 日常生活における諸問題や悩みごとに対応するため、弁護士や司法書士等の専門職による市民相談を開催します。
- 適切な福祉サービスの提供を通じて、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう見守りや支援体制の充実を図ります。
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分の方が、介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用の促進を図ります。
- 既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズについては、重層的支援体制整備事業により、多機関が協働して対応してまいります。

3. 推進体制(ネットワーク・連携体制の構築)

(1) 現 状（庁内連携（庁内ネットワーク））

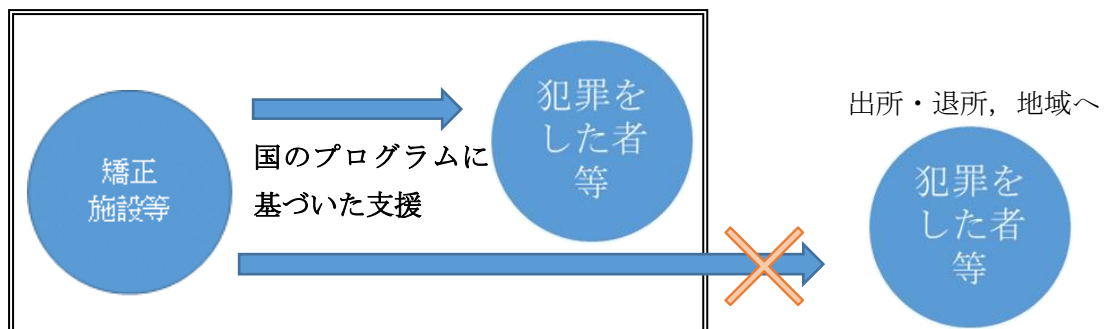
本市では、保健医療、介護、障がい福祉、住居や就労の問題など、市民から相談や支援ニーズがあった場合には、その相談内容や課題に応じて、関係課が横断的に連携し調整を行い、公平かつ適切な行政サービスを提供しています。



(2) 課 題（矯正施設等の取り組みの限界）

犯罪をした者等が、再び犯罪等を繰り返さないためにも、地域社会において安定した生活が送れることが重要とされています。

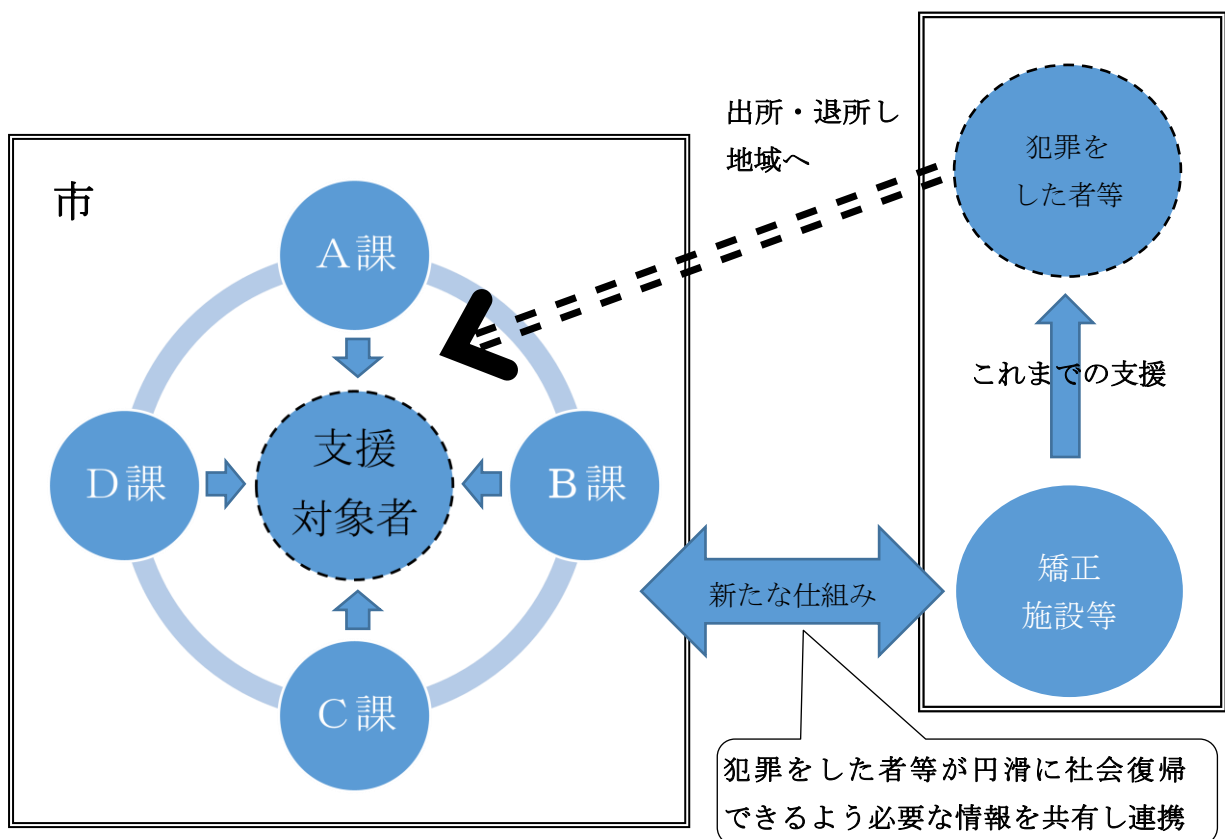
保護観察所や矯正施設等においては、国のプログラムに従い、就労支援、居住支援など再犯防止に向けた取り組みや支援を行っていますが、いったん矯正施設等を出所・退所してしまうと、それ以降は関与することができないため、犯罪をした者等が出所・退所後にどこで生活をし、どのような支援を受けているのかについては、把握することが難しく、支援が途切れてしまうことになります。



(3) 矯正施設等との連携

市は、矯正施設等に入所中の者が、どのような人物で、地域に戻ってくるときに、どのような支援が必要かについての情報を持っていません。また、矯正施設等においても、出所・退所する者が地域に戻るときに、その市町ではどのようなサービスがあり、どのような支援が受けられるかについて全てを把握することは困難です。

本市では、国との適切な役割分担を踏まえ、保護観察所や矯正施設等の関係機関や民間協力者と情報を共有し連携できる仕組みをつくり、関係課が横断的に連携し調整を行い、犯罪をした者等が地域（本市）に戻ってきたときに、必要な行政サービスが受けられるよう支援していきます。



4. 小松市「リ・スタート」サポート協議会と分科会

犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰するためには、「居場所」や「出番」があることが大切であり、そのためには民間の協力が不可欠です。

本市では、本計画の施行に伴い、小松市「リ・スタート」サポート協議会を設置し民間と行政が連携して、地域で支える仕組みづくりを推進し、今後の再犯防止に関する方向性や連携体制について考えていきます。

関係機関は次のとおり

なお、今後、必要に応じて関係機関を追加することがあります。

金沢保護観察所	金沢少年鑑別所	金沢刑務所
湖南学院	小松警察署	小松能美保護区保護司会
小松地区更生保護女性会	小松市社会福祉協議会	ハローワーク小松
民間企業	農業団体	石川県宅地建物取引業協会

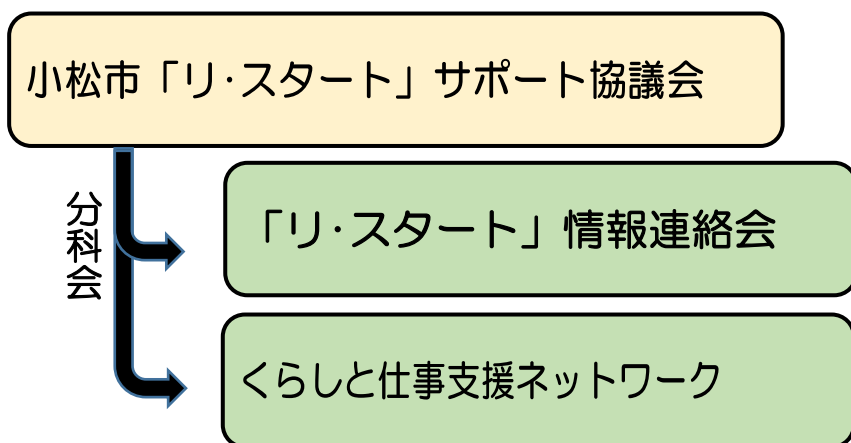
また、この協議会に、次の2つの分科会を設置し、民間と行政との連携により、地域で支える仕組みづくりを協議していきます。

① 「リ・スタート」情報連絡会

本市の再犯防止を推進し、行政間の連携、情報の共有を図り、地域で支える仕組みづくりの検討を行います。

② くらしと仕事支援ネットワーク

犯罪をした者等の社会復帰が円滑に進むよう、住まいと仕事の確保に重点をおき、民間と行政が連携して、具体的な支援策等の検討を行います。



5. 庁内連絡会

本計画の方向性とその内容を調整，見直し等を検討するため，庁内連絡会を設置します。

計画策定後は，矯正施設等との連絡窓口としての役割も果たします。
なお，今後，必要に応じて構成メンバーを追加することがあります。

長寿介護課	ふれあい福祉課
こども家庭課	地域振興課
生涯学習課	建築住宅課
商工労働課	くらしあんしん相談センター（事務局）

6. 重層的支援体制整備事業との連携

令和2年の社会福祉法改正により，地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくために，市町における相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（以下「整備事業」という。）が創設され，令和3年4月1日から施行されました。

犯罪をした者等とりわけ刑務所出所者等（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者）の中には，複合的な課題を抱えていることが少なくないことから，整備事業と保護観察所等や地域定着支援センターなどの制度の相互理解と連携，情報共有が重要となってきます（令和3年3月29日付け社援地発0329第13号，法務省保観第23号，社援総発0329第1号，社援地発0329第14号など）。

本市は，地域の包括的な支援体制を構築するため令和3年度より整備事業に取り組んでおり，今後，犯罪をした者等の複合化した課題について，整備事業と保護観察所や矯正施設等との連携を図ってまいります。

具体的な取り組み

(1) 「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の推進

●わがまち防犯隊の推進

児童生徒の安心安全な通学のため、地域ボランティアが行う防犯パトロールや見守り活動など市民協働の取り組みを側面からサポートします。

＜担当＞地域振興課

●社会を明るくする運動の推進

すべての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうという国民運動を推進します。

＜担当＞生涯学習課

●スマイルハート賞

人を思いやる気持ちや素直な心、地道に努力することの大切さを伝え、活動の裾野を広げていくことを目的に、児童・生徒が主体的に取り組んでいる善行を表彰します。

＜担当＞生涯学習課

●防犯ネットワーク

警察から安全・安心に役立つ情報を社会各分野の団体・個人にタイムリーに提供することにより、警察関係機関・団体が相互に協力連携して、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。

＜担当＞地域振興課

●青少年健全育成大会

若者達が、困難に遭遇しても、夢や目標を諦めることなく、将来に向かって前向きに生きていけるよう、学校・家庭・地域が連携し、共通の意識をもって青少年の健全育成に取り組んでいくことを目的として、毎年開催しています。

＜担当＞生涯学習課

●小松市グッドマナーキャンペーン

市・学校・心の教育を推進する団体が連携・協力しながら、まず大人が規範となり、青少年に公共マナーの大切さや交通ルールの遵守をよびかけ、青少年健全育成推進の気運を高めます。

＜担当＞生涯学習課

●人権教育・啓発行動計画

市民が人権の意義やその重要性について理解を深めるとともに、市民と行政が一体となって、人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させていくことを目的に、学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場における人権教育と啓発を推進します。

＜担当＞くらしあんしん相談センター

●認知症への理解促進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう，地域の認知症に対する理解を深める認知症サポーター養成講座，認知症ゴールドサポーター養成講座，認知症コミュニケーションアマイスター養成講座の開催を推進します。

＜担当＞長寿介護課

●障がいへの理解促進

障がいの特性や合理的配慮についての理解を深めるため，福祉ふれあいフェスティバルや講演会，各種フォーラム等の開催を推進します。

＜担当＞ふれあい福祉課

(2) 住まいと仕事の確保のための取り組み

●市営住宅

市営住宅を整備し、住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に市営住宅を提供します。

＜担当＞建築住宅課

●障がい者グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した生活をおくることができるよう共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄又は食事など日常生活上の援助を行います。

＜担当＞ふれあい福祉課

●住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。

＜担当＞小松市社会福祉協議会

●生活困窮者自立相談支援事業

生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点となり、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、生活困窮者が社会的、経済的自立できるよう支援を行います。

＜担当＞小松市社会福祉協議会

●高齢者への住まいの情報提供

在宅での生活が難しい高齢者が住み慣れた地域において適切な住まいで暮らしていけるよう、介護施設等の整備や高齢者向け住宅などの情報提供を図ります。

＜担当＞長寿介護課

●救護施設

身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者）については、救護施設への入所により、生活扶助を行います。

＜担当＞ふれあい福祉課

●協力雇用主の支援・拡大

協力雇用主に対する国の支援制度終了後も、犯罪をした者等の継続雇用の促進と協力雇用主の拡大を図るため、企業・事業所に理解啓発を図ります。

＜担当＞商工労働課

●生活困窮者就労準備支援事業

直ちに就業が困難な生活困窮者については、就労に必要な知識や能力向上のための訓練の場を提供し、日常生活や社会生活における自立に向けた支援を行います。

＜担当＞小松市社会福祉協議会

●福祉就労サービスの提供

通常の企業や事業所に勤めることが困難な障がいのある人に、生産活動その他活動の機会を提供するとともに就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行い、自立に向けた支援を行います。

※雇用契約を結んでサービスを提供する就労継続支援A型事業所と雇用契約を結ばずサービス提供するB型事業所があります。

＜担当＞ふれあい福祉課

●高齢者の就労支援

高齢者が豊富な知識や経験・技能を活かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、生きがいをもって社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。

また、高齢となっても生き生きと働くことができるよう、ハローワークや民間企業との連携により働く場の確保を図ります。

＜担当＞長寿介護課

●ジョブコーチの配置

こまつ障害者就業・生活支援センターでは、ジョブコーチ2名を配置し、手帳の有無に関わらず、障がい者の求職活動や職場定着に向けた支援を行います。

＜担当＞こまつ障害者就業・
生活支援センター

●ひとり親の就労支援

就業に結びつきやすい看護師等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、訓練促進給付金を支給し、ひとり親世帯の経済的自立を促進します。

＜担当＞こども家庭課

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

●ふれあい支援センターの設置

相談のワンストップ化を目的としてふれあい支援センターを開設し、あらゆる相談に対応できる総合相談体制の充実を図ります。

＜担当＞小松市社会福祉協議会

●高齢者総合相談センター

地域の高齢者の身近な相談窓口として、市内5圏域に10箇所の高齢者総合相談センターを設置し、高齢者やその家族からの総合的な相談や支援を行います。

また、在宅での介護を支えるため各センターに在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、在宅医療や介護連携上の相談を総合的にを行っています。

＜担当＞長寿介護課

●障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、地域において自立した生活を送れるよう、障がい程度や勘案すべき事項等（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、必要なサービスの提供を行います。障がいのある人の多様なニーズに対応するため、相談支援事業所や福祉サービス事業所、民生委員や高齢者総合相談センター等と連携を図っています。

＜担当＞ふれあい福祉課

●障がいのある人の相談窓口

障がいのある人の生活全般の相談支援を行う窓口を市内5箇所の事業所に設置し、福祉・保健・医療・教育等の関係機関や地域住民、ふれあい支援センターなどと連携し、障がいのある人やその家族が必要なサービス支援が受けられるよう相談支援体制の充実を図ります。

＜担当＞ふれあい福祉課

●市民相談の設置

市民の様々な困りごとや悩み事に対応するため、弁護士による法律相談や司法書士など専門職による各種無料相談窓口を設けています。

＜担当＞くらしあんしん相談センター

●介護保険サービスの充実

要介護者やその家族が安心して住みなれた地域での暮らしを続けられるよう必要なサービスの提供を行います。高齢者世帯の増加等を受け、サービス提供体制の整備を図っています。

＜担当＞長寿介護課

●障がい者手帳

必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、身体・知的・精神の障がいの程度に応じた障がい者手帳の交付に向けた支援を行います。

＜担当＞ふれあい福祉課

●ほっとけんステーションの設置

認知症の医療及びケアに関する正しい知識の普及と認知症患者やその家族への支援を図ることを目的として、市内の介護サービス事業所や薬局等に「ほっとけんステーション」を設置し地域で認知症患者を支える支援体制の強化を図っています。

＜担当＞長寿介護課

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方が福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、必要な支援を行います。

＜担当＞小松市社会福祉協議会

●生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。

＜担当＞ふれあい福祉課

●SOSネットワークの充実

高齢者が行方不明になったときに、警察だけでなく事前に登録した協力事業者等が捜索に協力して、速やかに行方不明者を発見・保護します。

＜担当＞長寿介護課

●認知症初期集中支援チームの設置

医療・介護の専門職が、家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

＜担当＞長寿介護課

●成年後見制度の利用支援

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方が成年後見制度利用に必要な費用を負担することが困難な場合に、申立費用や後見人の報酬等の補助を行います。

＜担当＞長寿介護課、ふれあい福祉課

●包括的な相談支援体制

既存の制度では対応困難な複雑・複合化した地域課題については、重層的支援体制整備事業により、多機関が協して対応してまいります。

＜担当＞くらしあんしん相談センター

【参考資料】

(1) 石川県内の再犯者率推移

単位：人

	25年	26年	27年	28年	29年
検挙者数	1,585	1,656	1,760	1,687	1,472
うち再犯者数	764	810	881	837	782
再犯者率	48.2%	48.9%	50.1%	49.6%	53.1%
	30年	R1年	R2年	R3年	
検挙者数	1,380	1,428	1,247	1,397	
うち再犯者数	683	724	603	604	
再犯者率	49.5%	50.7%	48.4%	43.2%	

※ 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室資料より

(2) 小松市の刑法犯の検挙件数

単位：件

25年	26年	27年	28年	29年
278	223	254	223	207
30年	R1年	R2年	R3年	
226	248	220	209	

※ 石川県警察統計資料 市町別検挙数【確定値】より

(3) 小松能美保護区の保護観察事件開始及び終了（年表） 単位：件

		1号	2号	3号	4号	計
25年	開始	11	3	7	3	24
	終了	11	1	8	2	22
	年末現在	10	3	3	15	31
26年	開始	9	0	5	3	17
	終了	8	2	7	4	21
	年末現在	11	1	1	14	27
27年	開始	5	1	4	1	11
	終了	9	0	4	2	15
	年末現在	9	2	1	11	23
28年	開始	19	1	3	2	25
	終了	11	2	3	3	19
	年末現在	16	1	1	11	29
29年	開始	9	3	4	3	19
	終了	10	3	6	6	25
	年末現在	15	2	1	6	24
30年	開始	7	1	4	7	19
	終了	12	3	2	6	23
	年末現在	9	0	4	8	21
R1年	開始	6	4	4	3	17
	終了	10	0	6	1	17
	年末現在	5	4	2	10	21
R2年	開始	5	1	5	4	15
	終了	4	4	4	4	16
	年末現在	6	0	3	3	18
R3年	開始	9	0	7	2	18
	終了	13	0	8	6	27
	年末現在	3	0	2	5	10

※1号：保護観察処分少年 2号：少年院仮退院少年 3号：仮釈放者 4号：保護観察付執行猶予者

(4) 保護観察事件の状況について（新たに開始した事件数） 単位：件

		1号	2号	3号	4号	計
25年	小松・能美	11	3	7	3	24
	金沢（県内）	90	15	86	35	226
	全国	13,488	3,428	14,623	3,257	34,796
26年	小松・能美	9	0	5	3	17
	金沢（県内）	78	12	106	38	234
	全国	12,899	3,122	13,925	3,337	33,283
27年	小松・能美	5	1	4	1	11
	金沢（県内）	81	9	74	40	204
	全国	11,868	2,871	13,570	3,463	31,772
28年	小松・能美	19	1	3	2	25
	金沢（県内）	98	9	83	24	214
	全国	10,324	2,743	13,260	3,025	29,352
29年	小松・能美	9	3	4	3	19
	金沢（県内）	52	15	82	33	182
	全国	9,098	2,469	12,760	2,825	27,152
30年	小松・能美	7	1	4	7	19
	金沢（県内）	43	11	97	38	189
	全国	12,945	2,146	12,299	3,455	30,845
R1年	小松・能美	6	4	4	3	17
	金沢（県内）	36	18	64	27	145
	全国	11,827	2,053	11,640	3,667	29,187
R2年	小松・能美	5	1	5	4	15
	金沢（県内）	38	9	68	34	149
	全国	10,733	1,692	11,195	3,584	27,204
R3年	小松・能美	9	0	7	2	18
	金沢（県内）	78	10	55	26	169
	全国	9,932	1,560	10,830	3,301	25,623

※ 1号：保護観察処分少年 2号：少年院仮退院少年 3号：仮釈放者 4号：保護観察付執行猶予者

再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号抜粋)
(目的)

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

小松市「リ・スタート」計画
(再犯防止推進計画)

第二版 令和5年2月1日

初 版 令和元年7月1日

〒923-8650 石川県小松市小馬出町9-1番地
事務局 健康福祉部くらしあんしん相談センター
TEL 0761-24-8070 FAX 0761-24-8192
E-mail : soudan@city.komatsu.lg.jp